

岡山県国民保護計画の変更について（報告）

岡山県国民保護計画を別冊のとおり変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第34条第8項において準用する同条第6項の規定により報告する。

（参 考）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）抜粋

（都道府県の国民の保護に関する計画）

第34条 都道府県知事は、基本方針に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2～5 略

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。